

## 白石市民農園貸付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が行う白石市民農園（以下「市民農園」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めることにより、農業者以外の者が自然とのふれあいの中で野菜や花等を栽培することを推進し、もって農業に対する理解を深めることを目的とする。

### (貸付主体)

第2条 市民農園の貸付けは、市が実施する。

### (所在地等)

第3条 市民農園の所在地等は、別表のとおりとする。

2 市民農園の貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）が利用できる面積は、1区画40㎡とする。

### (貸付けに関する条件等)

第4条 貸付けに関する条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、当該年の4月1日から翌年の3月末までとする。ただし、当該期間の中途から貸付けを受ける場合は、当該期間の残余期間とする。
  - (2) 貸付けに係る賃貸料は、1区画当たり年間5,000円とする。ただし、貸付期間が1年未満のときは月割計算（貸付期間が1月未満のときは、1月とみなして月額計算を行うものとする。）によって賃貸料を算出するものとする。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
  - (3) 借受者は、賃貸料を市が発行する納付書により支払うものとする。
- 2 借受者は、貸付けを受けた市民農園（以下「貸付農地」という。）の使用に当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 営利を目的として作物を栽培しないこと。
  - (2) 草花、単年度野菜等の栽培以外の用途に使用しないこと。
  - (3) 貸付農地を他の者に転貸すること。
  - (4) 指定された区画以外に立ち入る等、他の借受者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (5) 農作物栽培に必要としない物を持ち込まないこと。
- (6) 貸付農地に建物及び工作物を設置しないこと。
- (7) 貸付農地及びその周辺環境にごみ、汚物等を放置しないこと。
- (8) 貸付農地を園芸の用に供せず放置しないこと。
- (9) その他市民農園の運営目的に反しないこと。

(募集の方法)

第5条 借受者の募集は、市の広報紙に掲載するほか、チラシ等による一般公募を行うものとする。

(申込みの方法)

第6条 市民農園の貸付けを受けようとする者は、白石市民農園借受申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市民農園の貸付けを受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、農作物の栽培及び農園の適正な管理ができるものとする。

(選考の方法)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは申込書を審査し、借受者を決定するものとする。この場合において、申込者の数が募集人数を上回る場合は、抽選により借受者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸付けの可否を決定した場合は、その旨を申込者に通知し、借受者と白石市民農園貸付契約書(様式第2号)により貸付契約を締結する。

(貸付農地の維持・管理)

第8条 市長は、貸付農地の適切な維持管理を行うものとする。ただし、農園を利用するために必要な農具、資材、種苗、肥料、薬剤等の経費は、借受者が負担するものとする。

(貸付契約の解除)

第9条 市長は、次に掲げる事項に該当するときは、貸付契約を解除することができる。

- (1) 借受者が、白石市民農園貸付契約解除申出書(様式第3号)を市長に提出したとき。
- (2) 借受者が、第4条第2項に掲げる遵守事項に従わなかったとき。

(3) 借受者が、第6条第2項の資格要件を欠くことになったとき。

(4) 借受者が賃貸料を支払わないとき。

(5) 市民農園の管理運営に特別な事情が生じたとき。

(貸付農地の返還及び対応処置)

第10条 借受者は、第4条第1項第1号に規定する貸付期間が満了したとき、又は第9条の規定により貸付契約が解除されたときは、速やかに貸付農地を原状に復して返還するものとする。

2 市は、前項に起因する立退料及び代替え用地の請求があっても、これに応じないものとする。

3 借受者が既に納めた賃貸料は、返還しないものとする。ただし、市長が相当な理由があると認めるときは、その一部又は全部を返還することができる。

(損失補償等)

第11条 市は、第4条第1項第1号の規定による貸付期間の満了、第9条の規定による貸付契約の解除、天災、病虫害、盗難等の原因によって発生した農作物、器材等の損失又は事故に対しては、その責任を負わないものとする。

2 借受者は、市民農園及び施設に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、白石市民農園設置要領（平成3年10月28日市長決裁）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。